

より豊かな住生活の実現を目指して

香川県における住宅施策に係る指針 (香川県住生活基本計画)



香川県土木部住宅課



住宅は、家族と暮らし、憩い、安らぐことのできるかけがえのない生活空間です。また、人々の社会生活や地域のコミュニティ活動を支え、都市や街並みを形づくる役割も果たしています。

県では、総合的な住宅施策を推進するため、平成27年度を目標年次とした「香川県における住宅施策に係る指針（香川県住生活基本計画）」を策定しました。

この指針では、これまでの建設中心の施策から、ストック重視・市場重視の施策への転換を図ることとしています。また、住宅施策の目標として、「良質な住宅ストックの形成」、「円滑な住み替えが可能な仕組みづくり」、「コンパクトで持続可能な居住地の形成」、「住宅セーフティネット機能の確保と強化」、「環境に配慮した取組みの促進」を掲げ、それぞれ指標と目標値を定めて施策の効果を検証することとしています。

今後、この指針に沿って、国や市町、関係機関との連携を図るとともに、県民や関係団体の皆様のご意見を伺いながら、安全で快適な暮らしづくりと活力あふれる地域づくりに取り組んでまいります。

住まいづくりの主役は、それぞれの住宅の所有者や、住まい手の一人ひとりです。県民の皆様には、真に豊かな住生活を営むことができる地域の実現を目指して、自発的な取り組みをお願いいたします。

平成20年3月 香川県知事 真鍋 武紀

① 住生活基本法と住生活基本計画

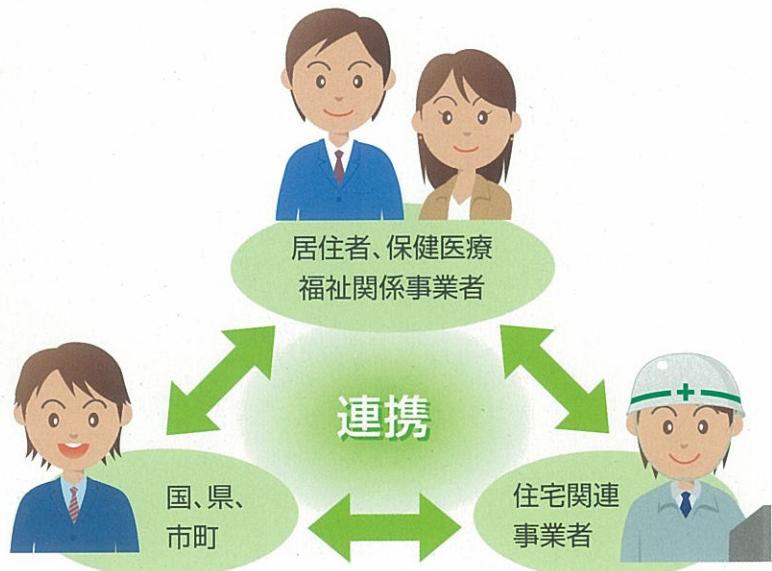
住生活の安定確保と向上を図るための、住生活基本法が平成18年6月に制定されました。

この中で、住宅施策に関する基本理念が定められ、国及び都道府県で基本計画を作ることが求めされました。

香川県における住宅施策に係る指針はこの基本計画を兼ねるものとなっています。

住生活基本法の基本理念

- 良質な住宅ストックの形成と将来世代への継承
- 良好な居住環境の形成
- 多様な住宅ニーズが適切に実現される住宅市場への環境整備
- 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

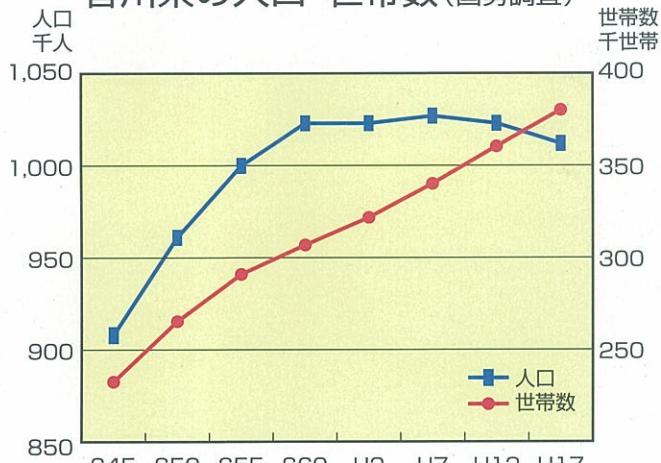


住生活基本計画
(全国計画)

香川県における住宅施策に係る指針
(香川県住生活基本計画)

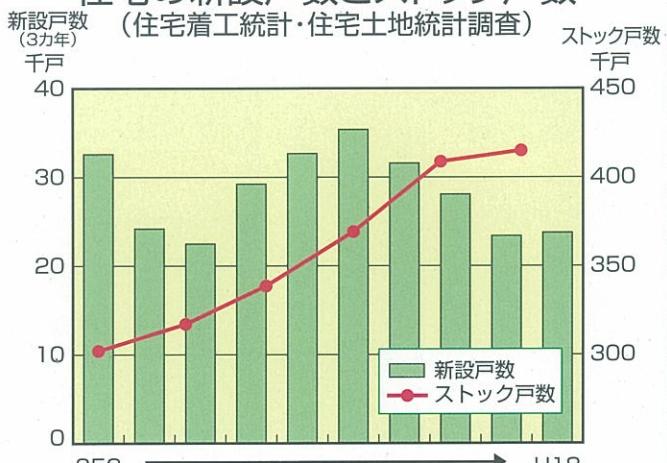
② 香川県の住宅事情

香川県の人口・世帯数(国勢調査)



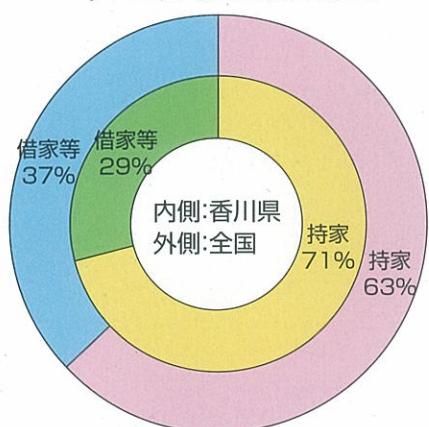
本県の人口は既に減少局面を迎えています。

住宅の新設戸数とストック戸数



住宅ストックは増え続けています。

持家と借家の割合
(H15住宅土地統計調査)



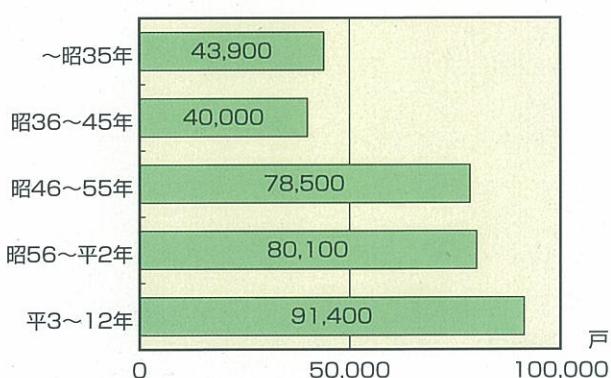
全国平均に比べ、持家の比率が高くなっています。

居住世帯の有無
(H15住宅土地統計調査)



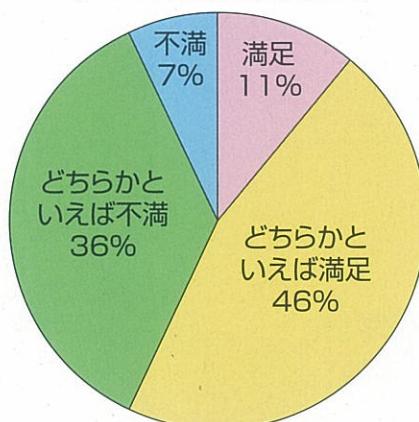
県内の住宅の7戸に1戸(14%)は空家となっています。

建築年代別住宅戸数
(H15住宅土地統計調査)



耐震性が不十分とされる昭和55年以前の住宅が16万戸以上あります。

県民の住宅への満足度
(H15住宅需要実態調査)



現在の住宅に満足していない世帯が4割を超えています。

③ 香川県における住宅施策に係る指針(香川県住生活基本計画)の施策体系と成果指標

県民の豊かな住生活の実現



住宅施策の目標

基本的な施策

成果指標と目標値

基本的な機能の確保
住宅ストックの持続的有効活用

良質な住宅ストックの形成

地震や風水害等に強い住宅の普及
耐久性の高い住宅の普及
バリアフリー住宅の普及
健康に配慮した住宅の普及
防犯性の高い住宅の普及
技術者の確保と技術水準の維持・向上

円滑な住み替えが可能な仕組みづくり

住宅に関する情報提供の充実
住宅相談体制やトラブル防止体制の整備
高齢者世帯の住み替えの円滑化

コンパクトで持続可能な居住地の形成

居住地の集約化への誘導
生活関連施設の確保と居住継続の仕組みづくり
高齢者等が暮らしやすいまちづくり
災害に強い安全な市街地の形成
良好なまち並み環境の形成

住宅セーフティネット機能の確保と強化

公的賃貸住宅の適正な供給と管理運営
高齢者等の居住の安定確保
大規模災害時における応急住宅等の供給

環境に配慮した取組みの促進

環境負荷の少ない住まいづくりへの誘導
県産木材の利用促進による森林環境の整備

最低居住面積水準の達成率 _____ 最低居住面積水準未満世帯を解消
住宅の利活用期間 _____ 30年(H15)⇒40年(H27)
家計最終消費支出に対する住宅支出 _____ 23%(H16)⇒20%(H27)
年間リフォーム実施住戸率 _____ 3%(H15)⇒ 5%(H27)
住宅の耐震化率 _____ 64%(H17)⇒90%(H27)
高齢者が居住する住戸で高度のバリアフリー化率 _____ 5%(H15)⇒25%(H27)

既存住宅の流通シェア _____ 13%(H15)⇒23%(H27)
住宅性能表示制度の活用率 _____ 13%(H15)⇒50%(H27)

住環境に対する不満率 _____ 31%(H15)⇒25%(H27)
公共交通機関に近接していない住戸比率 _____ 現状(H15)よりも改善
高齢者が居住する住戸での医療機関に近接していない住戸比率 _____ 現状(H15)よりも改善

公営住宅の供給目標量(空家募集+新規建設) _____ 6,700戸(18年度～27年度の10年間)
地域優良賃貸住宅(高齢者型)等の戸数 _____ 50戸(H17)⇒300戸(H27)

二重サッシ等とした住戸比率 _____ 9%(H15)⇒ 30%(H27)
住宅用太陽光発電システムの導入件数 _____ 4,557件(H17)⇒16,500件(H27)
建設廃棄物の再資源化等率 _____ 88%(H17)⇒ 95%(H27)



④ 県民の皆様にお願いしたいこと

豊かで良質な住生活の実現には、住宅の住み手であり、造り手である県民の皆様の主体的な取組みが何より重要です。

良質な住宅を作りましょう

- ・地震や風水害に強い住まいを作りましょう。
- ・子供やお年寄りも使いやすい住まいを作りましょう。
- ・地域の街並みとの調和を図りましょう。

長く使っていきましょう

- ・定期的に点検し、痛んだ所は早めに補修しましょう。
- ・マンションでは改修に備えて積み立てしていますか？
- ・耐震性もチェックしてみましょう。

改修で機能アップを図りましょう

- ・暮らしの変化により使いやすい間取りも移り変わります。
- ・新たな技術や設備も効果的に取り入れましょう。
- ・耐震改修やバリアフリー改修で安全・安心を確保しましょう。

地球環境にも配慮しましょう

- ・省エネルギーに努めましょう。
- ・地場産材の活用が山林の適正管理につながります。
- ・雨水の再利用など節水対策も大切です。
- ・家庭排水の浄化が瀬戸内海を守ります。

住み続けられる地域づくりを進めましょう

- ・歴史的に作り上げてられてきた街並みを大切にしましょう。
- ・地域防災も各戸の取組みから始まります。
- ・住み替えが円滑に進めば地域の活力も持続します。

困ったら早めに御相談ください

- ・県では、毎月2回（第2,4金曜日）住宅相談を実施しています。
- ・建築士が、住宅に関する技術的な疑問や不安にお答えします。
- ・お申込みはお電話で。（087-832-3584県住宅課へ）
- ・無料ですのでお気軽にご利用ください。

住宅は、あなたにも、地域にも大切な資産。
良いものを大事に使って次の世代へ



かがやくけん、かがわけん。

香川県

発行 香川県土木部住宅課

〒760-8570

香川県高松市番町4-1-10

TEL 087-832-3584